

平成26年度重複・頻回受診者訪問指導業務委託仕様書

1 目的

被保険者及びその家族に対し、保健師、看護師等が訪問し、療養上の日常生活指導及び受診に関する指導並びに服薬指導等を行うことにより、被保険者の適正な受診を促し、医療費の適正化を図ることを目的とする。

2 委託期間

契約締結日から平成27年3月31日までとする。

3 委託業務内容

鳥取県後期高齢者医療広域連合（以下、「甲」という。）は、重複・頻回受診対象者リストを作成し、受託業者（以下、「乙」という。）に提供する。乙は、訪問指導対象者を選別し、1人の対象者につき原則2回の訪問指導を行なう。

訪問指導を行った後、訪問指導票及び訪問指導結果報告書を作成し、甲に提出するものとする。

4 業務詳細内容及び予定人数

(1) 業務内容

・ 重複・頻回等受診対象リストの作成

甲は、重複・頻回受診対象者リストから、250人程度を抽出した訪問指導候補者リストを乙に提供する。

なお、訪問指導候補者リストに掲載される対象者は、訪問指導事業受託市町村以外の市町村における対象者となる。

【対象市町村】

鳥取市、米子市、境港市、八頭町、三朝町、北栄町、日吉津村
大山町、南部町、日南町

・ 重複・頻回受診者訪問指導対象予定者の選別

乙は、リストから、訪問指導対象予定者を絞り込むものとする。

・ 重複・頻回受診者訪問指導対象予定者の決定

甲は、選別された者の中から50人の訪問指導対象予定者を決定する。

・ 電話等による対象者の選別並びに日程調整

乙は、決定された訪問指導対象予定者に対し、当該事業の趣旨説明のための甲が通知文書を送付した後、電話等での訪問の同意を得た者を対象者として日程調整等を行うものとする。

・ 訪問指導の実施（1人2回）

- ① 乙は、対象者を訪問する前に、必要に応じて対象者の診療報酬明細書（以下、「レセプト」と言う。）等を確認し、対象者の受診状況等の把握に努めること。

また、その場合のレセプトの閲覧場所は、鳥取県後期高齢者医療広域連合事務局内とすること。

- ② 乙は、対象者の状況を把握した上で、重複・頻回等、不適切な受診がなされないように相談及び支援を行うものとする。指導にあたっては、適切な受診を妨げないよう対象者に配慮すること。

- ③ 乙は、訪問指導で知り得た対象者の個人情報等については守秘義務の徹底を図ること。契約による事務に関して知り得た情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

- ④ 訪問回数は、対象者1人に対して2回実施するものとする。

ただし、対象者の健康状態の変化等に応じた場合は、甲、乙協議のうえ増減調整を行うことができることとする。

また、一人1回あたりの訪問指導時間は、原則60分間とする。

- ・ 訪問等指導結果報告書及び訪問等指導票の作成及び提出

- ① 乙は、対象者について訪問等指導票を作成し、対象者に対する聞き取り情報や指導内容等の記録整備を行うものとする。

- ② 乙は、訪問等指導が完了したときは、当該委託業務に係る成果品として、対象者全員の訪問等指導票及び訪問等指導結果報告書（訪問等指導実施時における対象者の疾病実態、生活状況及び指導内容等を集計、分析、評価等したもの）を取りまとめ、速やかに甲に提出すること。

- ③ 提出の方法は、紙媒体及び電子媒体とする。

- ④ 訪問等指導票、訪問等指導結果報告書に係る様式については任意とする。

(2) 予定人数

- ・ 重複・頻回受診対象者リスト人数 250人程度
- ・ 訪問等指導実施見込人数 50人（延べ100人〔50人×2回〕）
※ただし、訪問等指導実施人数は、50人を上限とする。

5 業務数量

(1) 重複・頻回受診者訪問指導対象予定者の選別(50人程度)

(2) 電話等による対象予定者の選別並びに日程調整

(3) 訪問等指導の実施

ア 訪問等指導が1回のみの方 10人

- イ 訪問等指導が2回の者 40人
- (4)訪問等指導結果報告書及び訪問等指導票の作成 50人

6 委託料の算定

5の業務数量を基に委託料の総額を算定することとし、契約書には 5
(1)重複・頻回受診者訪問指導対象予定者の50人の選別一式、5(2)電話等による対象予定者の選別並びに日程調整一式、5(3)ア訪問等指導が1回のみの方 1名当たり、5(3)イ訪問等指導が2回の方 1名当たり、
5(4)訪問等指導結果報告書及び訪問等指導票の作成一式の単価をそれぞれ定めることとする。

そのため、業務数量の変更による単価変更はしない。

なお、業務にかかる全ての経費（電話番号調査等に係る経費、電話等の通信費、訪問指導に必要な交通費、業務報告に係る書類作成経費等）は乙の負担とする。

7 その他

被保険者からの苦情や要望等については、乙が速やかに対応し、必要に応じて甲に報告するものとする。

また、甲の承諾がない限り、乙は、受託業務の一部を第三者に再委託及び譲渡してはならない。

その他、この仕様書に記載の無いものは、甲、乙で協議のうえ決定する。